

令和7年度 芸術銀河・地域文化サポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 みやぎ県民文化創造の祭典実行委員会は、県内の多彩な地域の魅力向上や課題解決に寄与し、文化芸術の持続的な発展と新たな価値の創出を図るため、地域の文化資源を活用し、地域住民と地域に関わる人々と協働した文化芸術活動を行う団体に対し、予算の範囲内において、地域文化サポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2 補助金の交付対象者は、宮城県内を本拠地として活動する団体とし、次の各号を満たすものをいう。

- (1) 営利を目的としない文化団体、市民団体、NPO法人、またはこれに準ずる任意団体
- (2) 団体規約その他これらに類するものを有し、団体の意思を決定、執行する組織が確立され、会計処理能力を有する団体

2 次のいずれかに該当する団体は、交付申請をすることができない。

- (1) 市町村（実行委員会等の構成員に市町村を含む場合は対象とする。）
- (2) 特定の個人又は団体の利益を目的としている団体
- (3) 宗教活動又は政治活動（政策提言活動は除く。）を目的としている団体
- (4) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等の統制の下にある団体

(補助対象事業等)

第3 補助金の交付対象となる事業、補助率及び補助上限額は別表1のとおりとし、補助額は、補助上限額と補助対象経費を比較して少ない方の額とする。

2 補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

第4 補助対象経費は、補助対象事業に直接要する経費とし、別表2のとおりとする。

(補助対象期間)

第5 補助対象期間は、交付決定日から事業完了の日若しくは事業の廃止の承認を受けた日又は交付の決定のあった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までとする。

(交付の申請)

第6 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を会長に提出するものとし、その提出期限は会長が別に定める日とする。

2 申請者は、補助金の交付の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法

(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 団体規約及び役員名簿
- (4) その他会長が必要と認める書類

(交付決定)

第7 会長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適切と認めたときは、交付決定通知書により申請者に対して通知するものとする。

(計画変更等)

第8 団体は、補助事業の内容を変更する場合においては、あらかじめ補助事業変更申請書(様式第4号)により、会長の承認を受けるものとする。ただし、次に掲げる軽微な変更においては、この限りでない。

- (1) 補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、事業計画の細部の変更であって交付決定額の変更を伴わない場合
- (2) 補助対象経費の20%以内の増減

2 会長は、前号の承認を行う場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 補助事業の全部を中止し、又は廃止する場合においては、補助事業中止(廃止)申請書(様式第5号)により、会長の承認を受けるものとする。

4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、補助事業遂行状況報告書(様式第6号)により、速やかに会長に報告し、その指示を受けるものとする。

(状況報告)

第9 会長は、必要があると認める場合は、団体に対して進捗状況等の報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員による帳簿その他の関係書類の検査、若しくは関係者への質問をすることができる。

(実績報告)

第10 補助事業者は、補助事業等が完了したとき又は補助事業等の廃止の承認を受けたときは、補助事業等の成果を記載した補助金実績報告書(様式第6号)を事業完了日から起算して30日を経過した日までに会長に提出しなければならない。

2 補助金実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施概要（様式第7号）
- (2) 収支精算書（様式第8号）
- (3) 支出を証する書類の写し
- (4) 契約書又は請書の写し（事業実施にあたり契約等を行った場合）
- (5) 活動記録写真
- (6) その他会長が必要と認める書類

（補助金等の額の確定等）

第11 会長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第12 補助金は、第10に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、会長が補助対象事業の遂行上必要と認めるときは、補助額の7割の額を限度として概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、様式第9号によるものとする。

2 会長は、第1項の規定による請求書の提出があった場合には、当該請求書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

（消費税等仕入控除額の確定に伴う補助金の返還）

第13 補助事業者は、補助対象事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第10号により速やかに会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずることができる。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第14 会長は、正当な理由がなく、次に掲げるいずれかに該当するときは、交付決定の全部または一部に相当する額を返還させるものとする。ただし、災害その他特別な自由による場合を除くものとする。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。
- (2) 補助事業を実施せず、又は実施する意志が認められないとき。
- (3) 補助事業を中止したとき又は完了する見込みがないとき。
- (4) 補助金を補助事業の目的外に使用したとき。
- (5) 実施報告書を第10条に規定する日まで提出しないとき。

(関係書類の保管等)

第15 補助事業者は、補助事業に係る証拠書類を整理し、補助事業が完了した日の属する県の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、その組織を解散するとき、又は合併するときは、あらかじめ関係書類の保管等に関して会長に協議しなければならない。

(その他)

第16 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1

事業内容	補助率	補助上限額	件数
地域の魅力向上や課題解決に寄与する文化芸術活動であり、以下の要件を全て満たすこと。 ①文化芸術及び地域の文化資源（地域の歴史、伝統芸能、美術、音楽、風土など）を活用していること。 ②会員等の特定の者を対象とする活動ではないこと。 ③地域の住民や団体等との連携・協働が図られていること（連携・協働の相手方は文化芸術分野に限らない。） ④地域の魅力や価値を高め、県内外に発信できる内容であること。 ⑤実施体制が確立し、本補助事業が終了した後も、継続・発展が見込めること。 ⑥営利を目的としないこと。	10/10	1,000 千円	3 件程度

別表 2

費 目	内 容
報償費	企画・調査料、出演料、芸術家謝金、講師謝金、通訳謝金 等
制作費	作品等制作料、作品等実演費、賃借料（美術作品、機材等）等
委託費	業務委託費（会場設営・撤去等）
会場使用料	会場使用料（付帯設備費を含む）、（現地制作に係る）稽古場・作業工房・機材等の使用料等、舞台スタッフ費等
運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費 等
保険料	展示品保険、イベント保険 等
旅費	交通費、宿泊費（素泊分費に限る。上限 11,800 円）
通信費	郵送料、通信費 等
著作権料	著作権料及びその手続きに要する経費
広告・印刷費	ウェブサイト制作費、チラシ・ポスター・パンフレット等デザイン料、印刷費 等
人件費	事務整理・交通整理員等賃金、労災保険等 ※本事業で臨時に雇用し、給与を支給する場合に限る
消耗品費	本事業の制作や発表活動等で使用する物品代等の消耗品費、燃料費

※ 対象経費は、事業の実施に必要不可欠な直接的な経費と認められるもので、かつ支払いに係る証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。